

常磐看護学研究雑誌投稿規程

2018年7月19日
看護学部紀要編集委員会
改正 2019年5月13日
2020年1月23日
2021年3月11日
2021年8月24日
2023年4月20日
2023年8月29日

(目的)

第1条 この規程は、冊子体および電子媒体で公表される常磐大学看護学部（以下、「本学部」という。）および常磐大学大学院看護学研究科（以下、「本研究科」という。）の研究発表誌「常磐看護学研究雑誌」（Tokiwa Journal of Nursing Research）（以下、「本誌」という。）に投稿する執筆者について必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠)

第2条 この規程は、看護学部紀要編集委員会規程（2018年6月22日）第4条に基づく。

(投稿者の資格)

第3条 本誌の投稿者資格は、原則として、本学部の専任教員ならびに本研究科の在学生、修了生および研究生とする。ただし、共著者およびその他、看護学部紀要編集委員会（以下、「編集委員会」という。）が認めた者についてはこの限りではない。

(論稿の内容)

第4条 論文は、「学術研究活動の推進および内外への成果の発信」という本誌の目的にかなったものであり、国の内外を問わず他の出版物にすでに発表あるいは投稿されていないものでなければならない。

(論稿の種類)

第5条 本誌に掲載される論稿は、次の各号のいずれかに当てはまるものでなければならない。投稿希望する際、論稿の種類を明記する。

- 1 総説 総説とは、看護学に関わる特定のテーマについて、多面的に内外の知見を集め、また文献などをレビューして、当該テーマについて総合的に学問的状况を概説し、考察したものをいう。
- 2 原著論文 原著論文とは、独創的な研究から得られた新たな知見が論理的に示されており、看護学の発展に寄与するものをいう。
- 3 研究報告 研究報告とは、独創性、データ数等においては原著論文には及ばないものの、看護学において研究結果の意義が大きいものをいう。
- 4 実践報告 実践報告とは、看護実践や教育実践、海外研修の成果など、実践のまとめに焦点をあてた報告で、看護学における新たな試みとして参考となるものをいう。
- 5 資料 資料とは、看護学に関わる有用な調査や実践報告等の報告で、公表の価値があると認められるものをいう。
- 6 課題研究助成報告書 課題研究助成報告書とは、本学課題研究助成制度にもとづく研究の経過

報告および研究成果の報告をいう。

7 その他 編集委員会が特に必要と認めたものをいう。

(倫理的配慮)

第6条 人および動物が対象である研究は、倫理的配慮の具体的内容や研究倫理審査結果について本文中に明記されていなければならない。

(利益相反の開示)

第7条 投稿者は、初回投稿時に、利益相反自己申告書を提出することにより、過去1年間の利益相反状態を開示しなければならない。また、研究内容に係る利益相反がある場合、著者全員についての利益相反状態を本文中に明記する。利益相反がない場合には、利益相反がない旨を本文中に記載する。

(著者貢献度)

第8条 論文における各著者の貢献内容を、本文中に記載する。

(提出要領)

第9条 投稿希望者は、次の各号に従って、原稿を編集委員会に提出しなければならない。

1 投稿原稿の提出部数は3部とする(内訳は正本1部、副本2部)。副本2部については、氏名、所属、謝辞を取り外し、著者を特定する事項を外すための処理を行う。ただし、課題研究助成報告書の提出は正本1部とする。

2 最終原稿提出時には、抄録、本文、図表を保存した電子媒体(CD-ROMなど)を添付する。電子媒体にはラベルを貼付し、ラベルには著者、表題、使用ソフトウェアを明記する。

3 投稿期限・提出先

毎年度9月末日までに投稿するものとし、投稿希望者は7月末日までに編集委員会に投稿を申し出ておくこと。期限以降に提出された原稿は次号の査読対象とする。原稿の提出先は編集委員会とする。

(原稿執筆要領)

第10条 投稿希望者は、原稿の執筆にあたっては、別に定める原稿執筆要領に従わなければならない。

(原稿の受付および採否)

第11条 原稿の採否は査読の結果に基づいて、編集委員会が判断することができる。編集委員会の判定により、原稿の修正および原稿の種類の変更を著者に求めることができる。投稿された原稿は理由の如何を問わず返却しない。

(著作権)

第12条 本誌に掲載されたすべての論稿の著作権は、本学部に帰属する。

(発行報告)

第13条 執筆者は、本人が投稿した研究発表誌の発行報告に代えて、論稿が掲載された当該誌2冊と抜刷50部を地域連携研究支援センターにおいて受け取ることができる。

② 執筆者が前項に規定する数量を超える別刷を希望する時は、本人がその実費を負担しなければならない。

附 則

1 この規程の改正は、編集委員会の3分の2以上の委員の同意を必要とする。

2 この規程は、2018年7月19日より施行する。

3 この規程の改正条項は、2019年5月13日より施行する。

4 この規程の改正条項は、2020年1月23日より施行する。

- 5 この規程の改正条項は、2021年3月11日より施行する。
- 6 この規程の改正条項は、2021年8月24日より施行する。
- 7 この規程の改正条項は 2023年4月20日から施行し、2023年4月1日に遡及して適用する。
- 8 この規程の改正条項は、2023年8月29日から施行する。